

県税の賦課徴収関係事務を対象とする「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案）」についての意見募集の結果

意見の概要と考え方

	意見の概要	意見に対する考え方
1	【マイナンバー情報管理のあり方】 行政業務全般でマイナンバーを活用し、所得の把握が全て行えるようにする。 昔から964という言葉がある通り、「サラリーマンは9割」「自営業は6割」「農業は4割」の所得を把握する事が出来る。 マイナンバー情報を的確に管理する事で個々人の所得を全て把握できる（電子マネーを推奨）。 個々人の所得が完璧に把握できれば、税金は所得税のみで完結する。 税法で定められている通り、個々人の所得把握漏れを補完する為に「相続税」と「法人税」が存在する。 つまり個々人の所得を把握できれば、「相続税」と「法人税」はゼロ（廃止）にする事ができる。 「相続税」と「法人税」を廃止する為、速やかなマイナンバー情報管理と保護を何卒宜しくお願い致します。 県税の賦課徴収関係事務も簡潔に行えるよう、早くマイナンバーを有効活用してください。	マイナンバーを利用できる事務は、番号利用法令又は条例で定めるものに限ります。 所得税、法人税及び相続税は国税であり、これらの税に係る制度の設計と賦課徴収は国において行います。 県税の賦課徴収関係事務において、番号利用法令の範囲内で、特定個人情報の保護に留意しつつ、マイナンバーを活用してまいります。